

令和3年1月15日

保護者のみなさまへ

大川市長 倉重 良一  
(子ども未来課子ども育成係)

## 緊急事態宣言の発出に伴う保育園・認定こども園の利用について

日頃から、保育施設等の運営にご協力いただき、ありがとうございます。

令和3年1月13日付で政府による「緊急事態宣言」(期間:令和3年1月14日から2月7日まで)が福岡県に出されました。保育園・認定こども園の対応については、登園自粛を求めず、感染防止策を徹底しつつ、原則開園をお願いする旨が示されています。

そのため、**市内の保育園・認定こども園は原則開園とし、引き続き利用いただけます。**一方、新型コロナウイルス感染拡大防止に取り組む必要があることから、**可能な日には保育園・認定こども園の利用をお控えいただくなど、ご協力をお願いします。**

なお、保育料については、以下のとおりの取扱いとなりますので、よろしくをお願いします。

### 1 保育料について

本市から登園自粛要請は行わないことから、**令和3年1月14日から2月7日までの期間中の保育料について、登園日数に応じた減額は行いません。**

※令和2年4月7日から5月25日にかけて発令されていた緊急事態宣言の際の対応とは異なりますので、ご注意ください。

### 2 感染防止へのご協力をお願い

次の基本的な感染防止へのご協力をお願いします。

- 登園前には、お子さんの体温を測定し、発熱や呼吸器症状がある場合はお休みしてください。
- 手洗いやうがい等による感染症対策を徹底し、お子さんの健康管理に心がけてください。
- 保護者のみなさまにおかれましても、三密(密閉・密集・密接)を避けた感染防止対策にご協力ください。
- 送迎の際など、保育施設内に入る時は、必ずマスクの着用をお願いします。
- 行事などの変更や延期などの見直しに際しましては、各園の円滑な運営にご協力ください。
- その他、感染の予防にあたり、各園からの指示があった場合はご協力ください。

### 3 その他

園児や職員がり患した場合や地域で感染が著しく拡大している場合などは、臨時休園とすることもあります。

問い合わせ  
市子ども未来課  
電話 0944-85-5535